福井県環境アドバイザー派遣実施要領

(目的)

第1条 この要領は、福井県環境アドバイザー設置要綱第9条の規定に基づき、環境アドバイザーの派遣(以下「派遣」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(派遣対象)

- 第2条 派遣対象となる環境活動等は、市町、公民館、学校、PTA、事業者、自治会、 その他住民団体等が主催する環境活動等で、次の各号に掲げる条件を全て満た すものとする。
- (1) 県民の環境活動の推進および環境に関する知識の普及、意識の高揚に資する内容と認められるもの。
- (2) 福井県内で開催されるもの。
- (3) 福井県民、または福井県内に通勤若しくは通学する者を対象として開催されるもの。
- (4) 政治、宗教、営利活動などを目的としないもの。

(派遣手続き)

- 第3条 派遣を受けようとする主催者は、原則として、環境活動等の実施1ヶ月前までに、「(第1号様式)福井県環境アドバイザー派遣申請書」により、環境ふくい推進協議会会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。
- 2 会長は、派遣申請書の内容を審査し、主催者に対し、その採否を通知するとともに、 環境アドバイザーに依頼するものとする。

(実施報告)

第4条 主催者は、環境活動等の終了後10日以内に、実施結果について「(第2号様式)環境アドバイザー派遣事業実施報告書」により、会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

- 第 5 条 会長は、予算の範囲内において、環境アドバイザーに対する謝金および旅費 (以下、謝金等という。)を負担する。その他の経費は、主催者が負担するもの とする。
- 2 アドバイザーが公務員である場合、会長は謝金等の支給を行わない。ただし、休日 等に、公務外で活動する場合にあって、在職する機関において兼業が認められた場合 には、会長は謝金等の支給を行うことができる。
- 3 アドバイザーが他の団体等から謝金等の支給を受ける場合、会長は謝金等の支給を 行わない。

附 則

- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- この要領は、令和4年8月25日から施行する。
- この要領は、令和6年7月30日から施行する。

環境アドバイザー派遣申請書

年 月 日

環境ふくい推進協議会会長 様

主催者住所 主催者名称 代表者名 担当者名 電話番号

下記のとおり、学習会等を開催しますので、環境アドバイザーの派遣を申請します。

記

学習会等の名称およびテーマ	名テーテー	称ーマ							
日 時		左	F.	月	日 ()	~		
場 所 (住所、会場名)									
参加対象者							(予定人数	人))
アドバイザーに ついて特に希望 する場合に記入 してください。 (氏名、講演内容)									

(第2号様式)

環境アドバイザー派遣事業実施報告書

年 月 日

環境ふくい推進協議会会長 様

主催者住所 主催者名称 代表者名 担当者名 電話番号

下記のとおり、学習会等を実施しましたので、報告します。

記

学習会等の名称およびテーマ	名 称	
	テーマ	
場 所 (住所、会場名)		Tel
アドバイザー名		
日時		
参加者数		
学習会の感想等		

※学習会終了後、10日以内に提出してください。

※学習会の様子を撮影した写真や配布資料等を添付してください。